

核燃料物質について講じられる防護措置の確認について

輸入注意事項63第39号(63.11.24)

最終改正：令和2年12月28日付け・輸入注意事項2020第21号

「核物質の防護に関する条約」が昭和63年11月27日に我が国について効力を生じることに伴い、核燃料物質の輸入の承認に当たり、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第67条第1項の規定により、当該核燃料物質について講じられる防護措置について資源エネルギー庁長官の確認を受けるべき旨の条件を付された場合には、当該核燃料物質を荷送人の施設から搬出する前に下記により資源エネルギー庁長官の確認書の交付を受けてください。ただし、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第59条の2第2項に規定する取決めの締結についての原子力規制委員会の確認を受けている場合は、当該確認証の提出をもってこの手続きに代えることができます。

記

1 提出書類

I. 資源エネルギー庁長官の確認書の交付を受ける場合

- (1) 核燃料物質について講じられる防護措置に関する確認申請書(別紙様式) (2通)
 - (2) 荷送人、荷受人及び運送人の間の合意によって定められた防護措置に係る輸送計画書であって、以下の事項を内容とするもの (1通)
 - ① 輸送関係者(荷送人、荷受人及び運送人)の氏名及び住所
 - ② 核燃料物質の区分(注1)並びに核燃料物質の種類、量(注2)及び吸収線量率(注3)
 - ③ 荷送人及び荷受人の施設の名称及び所在地
 - ④ 輸送経路及び輸送日程
 - ⑤ 輸送方式(輸送手段、積付け方法等)
 - ⑥ 輸送責任者の氏名及び住所並びに輸送に係る責任が移転される日時及び場所並びに当該責任の移転に係る手続
 - ⑦ 輸送中の警備に関する事項(注4)
 - ⑧ 連絡通報体制
 - ⑨ 計画された事項に変更が生じた場合又は生じることが明らかになった場合の措置
- (注1) 「核燃料物質の区分」には、核物質の防護に関する条約附属書Ⅱに定める区分に従い、第1群、第2群若しくは第3群又は天然ウランの別を記載すること。
- (注2) 「核燃料物質の量」には、核燃料物質の総量及びプルトニウム(プルトニウム238を含む場合には、その量についても記載すること)、ウラン235又はウラン233の量並びに照射された核燃料物質にあっては、照射前のそれらの量を記載すること。

(注3) 「吸収線量率」には、核燃料物質の表面から1メートルの距離において当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率及び照射された核燃料物質にあつては、照射直後のその値を記載すること。

(注4) 輸送中に核燃料物質を一時保管する場合には、一時保管中の警備に関する事項についても記載すること。

(3) その他防護措置の確認に当たり、必要と認められる書類 (1通)

II. 原子力規制委員会の確認証を提出する場合

(1) 原子炉等規制法第59条の2第2項に規定する取決めの締結についての原子力規制委員会の確認証の写し及び原本証明 (各1通)

(2) 輸入承認申請書の写し (1通)

2 提出先

資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課

[別紙様式]

核燃料物質について講じられる防護措置に関する確認申請書

資源エネルギー庁長官 殿

申請者

氏名又は名称
及び代表者の氏名

住 所

電 話 番 号

※確認番号

※確認年月日

資 格

申請年月日

次の輸入の承認に係る核燃料物質について講じられる防護措置の確認を申請します。

輸入の承認の内容

番号	商品名	型及び銘柄	数量及び単位
日付			
申請者の氏名及び住所			
氏名			
住所			

上記の輸入の承認に係る核燃料物質について講じられる防護措置を確認する。

※確認数量

資源エネルギー庁長官の記名押印

資 格

記名押印